

令和7年度 処遇改善加算について

当施設では、介護職員等処遇改善加算を取得しています。

取得状況、職場環境等要件の取り組みは以下の通りです。

事業内容	取得加算の区分
介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション	介護職員等処遇改善加算 加算Ⅰ



区分	内容
入職促進に向けた取組	・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
両立支援・多様な働き方の推進	・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ・有給休暇が取得しやすい雰囲気・意識作りの為、具体的な取得目標を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司などから積極的な声掛けを行っている
腰痛を含む心身の健康管理	・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための取組	・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ・業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事などの準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
やりがい・働きがいの醸成	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実地 ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供